

学校法人兵庫医科大学 心の健康問題による職員の短時間勤務取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）に勤務する専任職員（兵庫医科大学就業規則、兵庫医科大学ささやまキャンパス就業規則及び兵庫医療大学就業規則（以下「本法人就業規則」という。）を適用される者）が心の健康問題により就業上、短時間勤務の配慮が必要であると復職委員会が認めた場合の服務に関する規律と処遇に関する基準及びその他必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 短時間勤務をすることができる職員は、本法人が学校法人兵庫医科大学心の健康問題による職員の休職及び復職に関する規程第10条に定める短時間勤務の配慮が必要と認めた者とする。

(勤務日、就業時間及び休憩時間)

第3条 兵庫医科大学職員の勤務は次の勤務条件の範囲で決定する。

- 1 週当たりの勤務日は、2日以上5.5日以下とする。
 - 2 就業時間は次のとおりとする。
 - イ 平日1日当たりの就業時間は実働4時間以上、7時間15分以下とする。
 - ロ 毎月第1及び第3土曜日の就業時間は実働4時間とする。
 - ハ 就業時間が実働6時間を超える場合は1時間の休憩時間を与える。
- ② ささやま医療センター、ささやま老人保健施設及びささやま居宅サービスセンター職員の勤務は次の勤務条件の範囲で決定する。
- 1 週当たりの勤務日は、2日以上5日以下とする。
 - 2 就業時間は次のとおりとする。
 - イ 平日1日当たりの就業時間は実働4時間以上、7時間30分以下とする。
 - ロ 就業時間が実働6時間を超える場合は1時間の休憩時間を与える。
- ③ 兵庫医療大学職員の勤務は次の勤務条件の範囲で決定する。
- 1 週当たりの勤務日は、2日以上5日以下とする。
 - 2 就業時間は次のとおりとする。
 - イ 平日1日当たりの就業時間は実働4時間以上、7時間45分以下とする。
 - ロ 就業時間が実働6時間を超える場合は1時間の休憩時間を与える。
- ④ 始業時間及び終業時間は、あらかじめ所属長と協議の上、決定する。

(短時間勤務中の給与)

第4条 基本給は、兵庫医科大学給与規程、兵庫医科大学ささやま医療センター給与規程、兵庫医科大学ささやま老人保健施設給与規程、及び兵庫医療大学給与規程（以下「本法人給与規程」という。）に定める本給、役付手当、初任給調整手当及び調整手当に、正職員の週当たりの勤務時間に対する短時間勤務の週当たりの勤務時間の割合を乗ずること

により算出する。

- ② 扶養手当、住居手当及び院内保険審査医手当は支給しない。
- ③ 通勤手当、特殊勤務手当は本法人給与規程に基づき支給する。
- ④ 通勤手当については、通常利用する交通機関における 1 回の往復に要する通常運賃に実勤務日数を乗じて得た交通実費額、又は通勤 1 ヶ月定期購入相当額のいずれか低い額とする。
- ⑤ 欠勤に伴う給与の取扱については、本法人給与規程の定めるところによる。
- ⑥ 月中途中で身分変更があったときは、それぞれの身分に基づく区分合算額とする。

(賞与)

第 5 条 賞与の額は、短時間勤務にて支給される本給、調整手当及び役付手当の月額を基に算定した額に本法人給与規程に定める支給率を乗ずることにより算出する。

- ② 欠勤等による賞与の減額は、正職員における賞与算定期間の総勤務時間に対する短時間勤務の総勤務時間の割合に基づき、短時間勤務期間の欠勤日数を正職員のそれに相当する日数に換算することで、5 日毎に 4%減ずる。
- ③ 月中途中で身分変更があったときは、それぞれの身分に基づく区分合算額とする。

(定期昇給)

第 6 条 定期昇給は、短時間勤務期間中は行わないものとする。ただし、短時間勤務期間中は、正職員の週当たりの勤務時間に対する短時間勤務の週当たりの勤務時間の割合により算定した期間を定期昇給期間として算入する。

(昇任・昇格)

第 7 条 短時間勤務期間中は、昇任・昇格の対象としない。また、就業上の短時間勤務の配慮を要しなくなった場合、その日から 1 年間は昇任・昇格の対象としない。

(兼任・兼務・委嘱等)

第 8 条 短時間勤務期間中は、次の各号は発令対象とはしない。

- 1 兼任
- 2 兼務
- 3 非常勤講師の委嘱（兼担教員）
- 4 院内保険審査医の委嘱

(勤続年数、在職期間)

第 9 条 勤続年数の算定に当たり、短時間勤務期間中は、正職員の週当たりの勤務時間に対する短時間勤務の週当たりの勤務時間の割合により算定した期間を勤続年数に算入する。

- ② 永年勤続表彰における在職期間の算定においては、前項と同様の算定により、在職期間に算入する。

(退職金)

第10条 退職金の勤続期間算定においては、次の計算式により求めた期間を勤続期間に算入する。

算入する退職金勤続期間＝短時間勤務期間×短時間勤務の週当たりの勤務時間÷正職員の週当たりの勤務時間

② 通常の勤務期間と短時間勤務期間とが混在する場合は、次の基準により退職金を算定する。

- 1 退職金の支給時に短時間勤務期間ではなく、正職員の身分である場合は、正職員の本給に基づき退職金を算定する。
- 2 退職金の支給時に短時間勤務期間である場合は、正職員の身分であった最終月の本給に基づき退職金を算定する。

(退職金財団)

第11条 短時間勤務期間中、退職金財団は休職扱いとする。また、通常勤務へ復帰した場合、退職金財団は復職扱いとする。

(社会保険の取扱等)

第12条 短時間勤務期間中は、日本私立学校振興・共済事業団の私立学校教職員共済に加入するものとする。

② 短時間勤務により、同事業団の定める最低の標準給与月額を下回った場合については、最低の標準給与等級の扱いとする。

(年次有給休暇)

第13条 短時間勤務期間中の年次有給休暇は、本法人就業規則で定める正職員への付与日数に、正職員の週当たりの勤務時間に対する短時間勤務の週当たりの勤務時間の割合により、付与日数を算出し、起算日である4月1日に与える。

- ② 正職員として勤務している年度途中で短時間勤務となった場合には、正職員として当年度に受けることのできる年次有給休暇の使用残日数に限り使用できる。
- ③ 短時間勤務している年度途中で通常勤務に復帰した場合には、次のとおり年次有給休暇を与える。ただし、当年度の短時間勤務期間中に付与した年次有給休暇の残日数は消滅する。

復帰する日の属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年次有給休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

(兼業)

第14条 短時間勤務期間中には、学校法人兵庫医科大学兼業規程は適用しない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成23年9月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。(第1条、第3条関係)

附 則

この改正は、平成29年11月15日から施行する。(第3条、第8条関係)